

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 地形・地質等の特徴

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔てて東京都江戸川区及び葛飾区と相對している。

市川市の地盤は、北部に台地、中部から南部にかけては低地となっており、低地は次の6種類に分類される。



種類	特性
谷底低地	国分川や大柏川沿いに広がる。地盤は腐植土と陸成の粘性土から構成される。
後背湿地	総武線沿いの砂洲と台地の間に分布する。表層地盤は層厚 5~10m のシルト質砂層からなり、地震の際には液状化現象が心配される
砂洲	低地の中では標高が高い。表層地盤は層厚 6~11m の厚い砂層からなり、低地の中では地盤がもっともよい。
海岸低地	砂洲より海側に広がる低地。表層地盤は砂層、シルト質砂層、シルト層等で、層厚は 2~12m と変化に富む。
干拓地	海岸低地と埋立地の間に、近世以降の干拓によって陸化された。
埋立地	岸に造成された地域。埋土の材料や厚さにはかなり変化があるが、多くは沖合いからサンドポンプで運ばれた砂からなる。

河川の現況は、利根川水系の江戸川及び旧江戸川、真間川等9つの一級河川が流れており、分岐・合流を経て、最終的に東京湾に注いでいる。北部を流れる国分川や大柏川が、川沿いに谷底低地を形成しているほか、大正期に掘削された江戸川放水路によって、江戸川が本市域を大きく分断している。

2. 気象概要

最近 10 年間（平成 23 年から令和 2 年まで）の年間平均気温は 16.1℃で、月別の最低平均気温は 1 月の 5.2℃、最高平均気温は 8 月の 27.5℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は 1,220.5mm で、秋に多く、冬に少ない傾向である。

【震災】

想定地震

当市において最も被害が大きいと想定されている東京湾北部地域を震源域とする東京湾北部地震（マグニチュード 7.3、震源深さ 20km 程度）を本計画の想定地震として、平成 24 年度に被害想定を検証を行ったところ、当市では震度 6 弱、6 強の地震が発生し、特に行徳地域や北部の谷筋では北部の台地と比べ震度が高くなっている。

液状化被害

液状化の危険度分布は、当市を形成している元々の地盤による影響が大きく、中部から北西部及び北東部に延びている谷筋の部分や、総武線沿線から南にかけてその危険度が高くなっている。

建物被害

被害は、建物が密集している旧行徳街道等で、その危険度が高くなっている。

ライフライン被害

電柱・水道管・都市ガスの配線網及び配管網の被害は、いずれも東京メトロ東西線沿線や北部の国分川や大柏川沿いの谷底低地で大きな被害が想定され、液状化発生の危険性がある地域と概ね一致している。

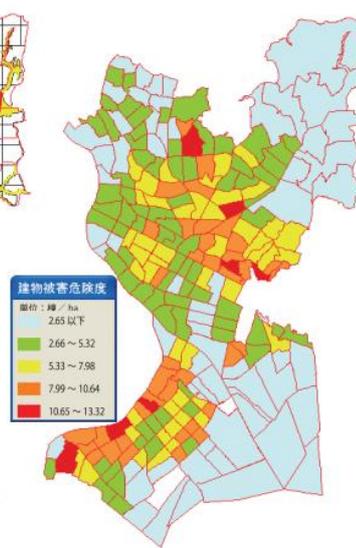
震度分布



液状化危険度



建物被害危険度



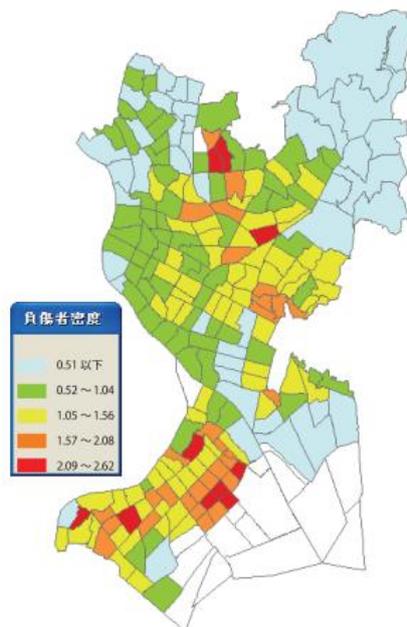
人的被害

建物被害の多いと考えられる旧行徳街道等において多くの被害が予想される。

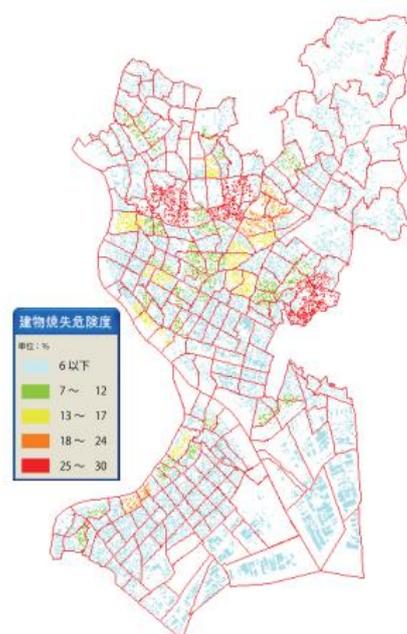
火災による被害

当市全域で出火が想定され、特に建物被害の危険度が高い密集市街地で出火危険度が高くなっている。建物延焼危険度は、風向：北北西（当市における年間風向で最も多いもの）、風速：6m（当市における年間の平均風速3mの倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、全く消火活動が行われず自然鎮火するまでに焼失する棟数である。

負傷者密度



建物焼失危険度

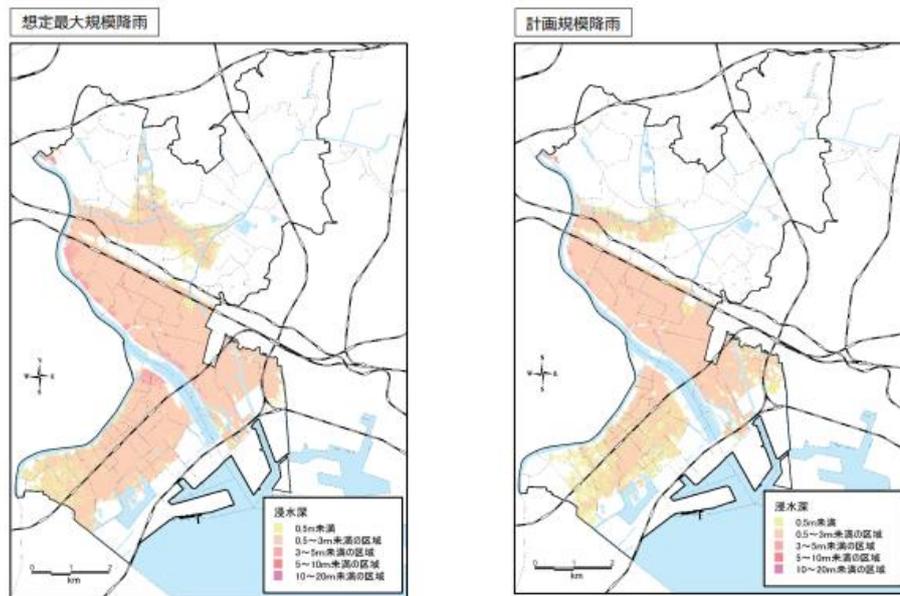


〈参考資料〉 市川市地域防災計画 震災等編（令和4年9月）

【風水害】

江戸川洪水による被害想定

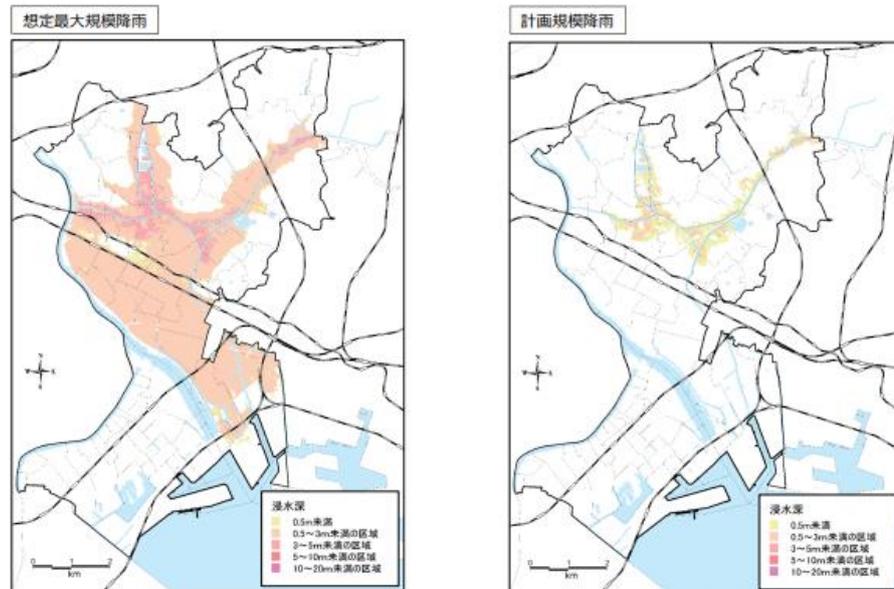
平成 29 年に国土交通省が作成した江戸川洪水浸水想定区域をもとに、想定最大規模降雨及び計画規模降雨を想定条件として洪水による被害想定を行ったところ、江戸川が氾濫・決壊した際には、市の中部・南部の広範囲にわたって浸水することが想定される。



引用：国土交通省 公表資料より作成（平成 29 年 7 月）

真間川洪水による被害想定

令和元年 12 月に千葉県が公表した真間川洪水浸水想定区域図に基づき、想定最大規模降雨及び計画規模降雨を想定条件として洪水による被害想定を行ったところ、真間川が氾濫・決壊した際には、市の中部を中心に北部にかけて、広範囲にわたって浸水することが想定される。



引用：千葉県公表資料より作成（令和元年 12 月）

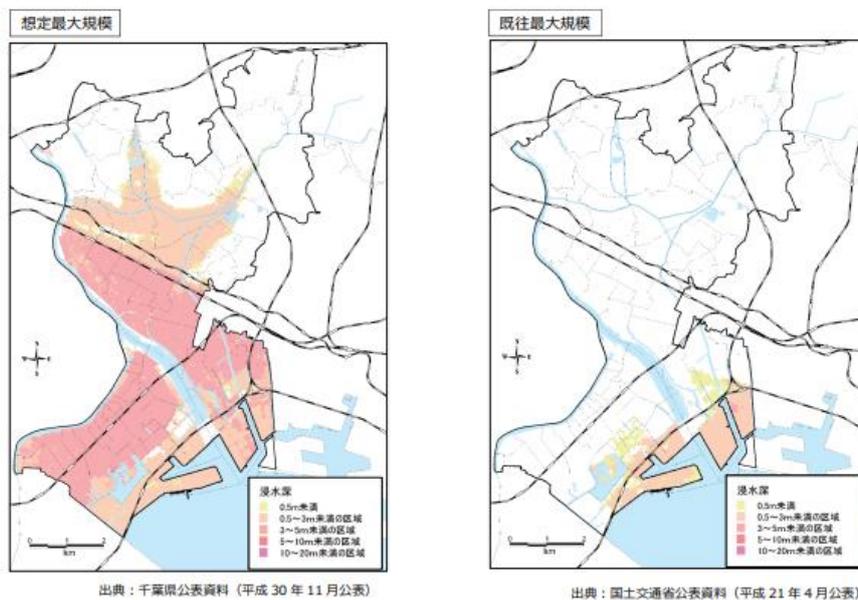
高潮浸水による被害想定

平成 30 年 11 月に千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図及び、平成 21 年 4 月に国土交通省が公表した既往最大規模の浸水想定区域図に基づき、高潮による被害想定を行った。千葉県が公表した 想定最大規模の浸水想定区域図は、概ね 1,000～5,000 年に一度の発生頻度であり、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したものである。

ア.想定する台風

<想定最大規模> 台風の中心気圧 910hPa(昭和 9 年 9 月の室戸台風級)、台風の移動速度 73km/h
(昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風級)

<既往最大規模> 台風の中心気圧 940hPa、台風の移動速度 73km/h
(昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風級)



〈参考資料〉 市川市地域防災計画 風水害等編（令和 4 年 9 月）

【感染症】

近年、新型ウイルス感染症がまん延しており、特に新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響は甚大なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症については、国民の大部分が免疫を獲得していない現状であり、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えている。また、当所においては、感染症発生、感染拡大時に「緊急経営相談窓口」の設置など、小規模事業者等の事業継続に向けた対応を行っており、今後も迅速かつ適切な対応が必要と考えられる。

【その他の災害】

大規模事故災害は、地震災害、風水害災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網への影響も限定的と考えられる。

予想される大規模事故災害

- | | | | |
|---------|----------------|-------|------------|
| ①大規模火災 | ②危険物等災害 | ③海上災害 | ④油等海上流出災害 |
| ⑤航空機災害 | ⑥鉄道災害 | ⑦道路災害 | ⑧放射性物質事故災害 |
| ⑨不発弾等災害 | ⑩大規模ライフライン事故災害 | | |

大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

大規模事故災害の対応方針

- ・迅速な人命救助と二次災害の防止
- ・迅速かつ正確な情報収集
- ・被災住民等への適切な支援

〈参考資料〉 市川市地域防災計画 大規模事故編 (令和4年9月)

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 11,783人
- ・小規模事業者数 8,048人

【内 訳】

市川市 小規模事 業者数	建設	製造	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道	情報通 信	運輸・ 郵便	卸売・ 小売	金融・ 保険業	不動 産・物 品賃貸	学術研 究・専 門・技 術サー ビス	宿泊・ 飲食 サービ ス	生活関 連サー ビス・ 娯楽	教育・ 学習支 援	医療・ 福祉	その他	総数
2009年	1,047	613	2	87	218	2,147	114	1,305	325	1,232	1,024	304	503	358	9,279
2016年	910	493	0	71	219	1,653	100	1,117	290	1,040	964	271	544	376	8,048

- ・当市の商業は、JR市川駅、JR本八幡駅、行徳地区の東京メトロ東西線行徳駅、妙典駅の駅前周辺等が中心となっていますが、近年、郊外の工場跡地等へ大型ショッピングセンターが進出している。
- ・当市の工業は、内陸部を中心とした軽工業と、臨海部を中心とした重工業に分けることができる。内陸部は中小企業が多く、衣服、食料品、出版等の生活関連型産業や金属加工業等の事業所が主に立地している。一方、大企業を中心とした、金属、鉄鋼、石油、化学等の事業所が、昭和32年から埋立てが開始された臨海部へ進出し、京葉工業地帯の一翼を担っている。

〈参考資料〉 総務省・経産省「平成21年・平成28年経済センサス(事業所ベース)」

(注)卸売・小売・サービスについては5人以下、それ以外の業種については20人以下を小規模事業者と分類して集計。

(4) これまでの取組み

1) 当市の取組み

当市では以下の取組を行っている。

- ・市川市防災会議が策定した地域防災計画に基づく各種災害対策
- ・市川市業務継続計画の策定
- ・市川市総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップ配布及び啓発活動
- ・災害時の避難所の整備
- ・防災備蓄品(食糧・毛布、プライベートテント、簡易トイレ等)の整備
- ・市公式Webサイトおよびソーシャルメディアを活用した情報発信

2) 当所の取組み

当所では以下の取組みを行っている。

- ・災害時対応マニュアル策定（平成 26 年 3 月）
- ・事業者 BCP に関する国の施策周知
- ・事業者 BCP 策定支援セミナーの開催
- ・事業者に対する給付金・支援金・補助金等、周知並びに申請の支援
- ・日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ・千葉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知

II 課題

現状の災害時対応マニュアルは平成 26 年に策定以来、更新がなされていない。現事務局体制等に照らしながら、自然災害に加え、新たな脅威として新型コロナウイルス感染症に備える事前対策として見直しする必要がある。

災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報収集、支援についての明確な取り決めがなく、千葉県や市川市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うに留まっており、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・当所の双方が事業所から受けた被害報告に基づいてそれぞれの立場に応じた支援策を講じるのみである。保険・共済業務についても担当課の担当者や以前に経験した職員が簡易的な説明を行える程度であり、昨今の自然災害の増加を鑑み、当所として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるかという行動規範の策定が急務となっている。

III 目標

①事業継続力強化面での目標

管内小規模事業者に対し、平時から自企業の災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知並びにBCP策定支援を実施する。また、事業継続力強化計画の認定と損害保険を活用したリスクファイナンスの推進、連鎖倒産防止のためのセーフティネット共済等を積極的に加入促進する。これを実現するため、当所内において平時からの情報と支援知識の共有等、支援体制の構築を図る。

②発災時の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

発災時における被害状況の把握や応急復旧活動を円滑に行うため、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。また、金融機関や損害保険会社との連携を密にし、災害発生後の速やかな復興を支援する。

※上記の内容に変更が生じた場合は速やかに千葉県へ報告を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年10月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

市川市地域防災計画に基づき、本計画の内容を踏まえて、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう準備を進める。

また、当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①巡回訪問における周知

災害対策において重要なことのひとつにリスクの特定がある。そこで、巡回訪問時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを説明する。また、その影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）についても案内を行う。

また新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報等の支援策を提供する。

②セミナーによる周知

近年、大規模な災害が頻発しており、事業者の危機感も高まっている。そこで、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

③会報や市広報等による周知

会報紙『いちかわ』・ホームページ・メール配信等で、国の施策の紹介や災害リスク対策の必要性、損害保険の概要等の提供を行う。

④事業者BCPの策定支援

上記①～③で災害対策の必要性を認知した小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は平成26年度に事業継続計画（災害時対応マニュアル）を作成した。今後も、市川市地域防災計画に整合するよう計画の見直しを適宜行う。

3) 関係団体等との連携

連携協定を結ぶ当所会員損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

本事業の進捗状況は以下の通り確認する。

- ①小規模事業者に対するBCP策定状況について把握に努める。
- ②当所及び当市担当で進捗状況を確認し、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（例：マグニチュード7.3の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害

当所の勤務時間内に発災した場合は、まず、職員の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の一時集合場所・避難場所・避難所への避難を実施する。また、営業時間外に発災した場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全確保を行う。

災害が落ち着いた段階で、3時間以内を目処に職員の安否確認や業務従事の可否を確認する。

その後、管轄エリアの大まかな被害状況の把握（家屋被害や道路状況等）し、当市と共有する。

②感染症

感染症の発生・拡大時には職員の手洗い・うがい等の徹底を行い、感染拡大を防ぐためのマスク着用やアルコール消毒等の徹底をし、職場にウイルスを持ち込ませない行動を取り、体調のすぐれない職員は出勤を控えさせる。職員や来客者間の飛沫防止対策としてアクリルパネル設置を行う。また、必要に応じて所内の消毒を実施する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、千葉県の対処方針に基づき、当所による感染症対策を行う。

感染症発生・終息時に、小規模事業者の経営状態や感染症防止対策等の状況を確認し、改善の提案や課題等を把握する。

2) 応急対策の方針決定

当所と当市の間で、発災後2日以内を目安に、管轄エリアの大まかな被害状況を把握（家屋被害や道路状況等）し、情報共有を行う。その後、当該被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害規模の目安は下表のとおりである。なお、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合など、緊急時の役割分担は当所および当市の間で事前に協議しておく。

〈被害規模の目安〉

被害規模	被害状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査 ・復興支援
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査 ・復興支援
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応なし

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

〈被害状況等の目安とする共有間隔〉

発災後～1週間	1日に2回共有する 必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
1ヶ月以上	1週間に1回共有する

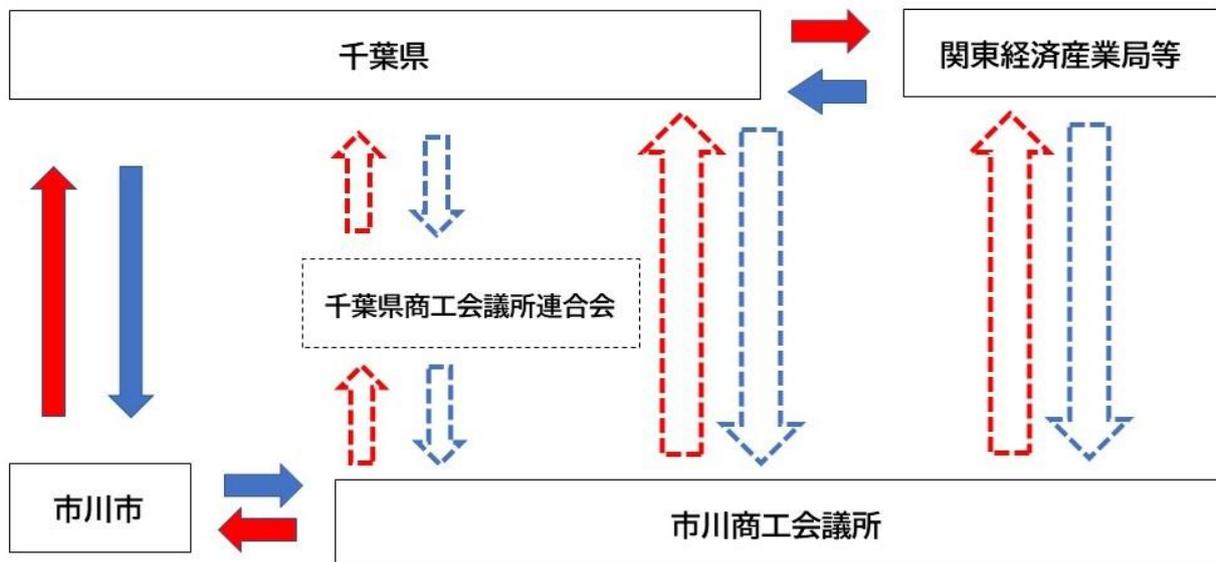
- ・当市で取りまとめた「例：市川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

※ 塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート(状況によっては波線の矢印)



2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置
相談窓口の開設方法について当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において設置を行う。また、当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者向け支援
地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。また、応急時に有効な被災事業者施策（国、千葉県、市川市の施策）について、小規模事業者等へ周知を図る。

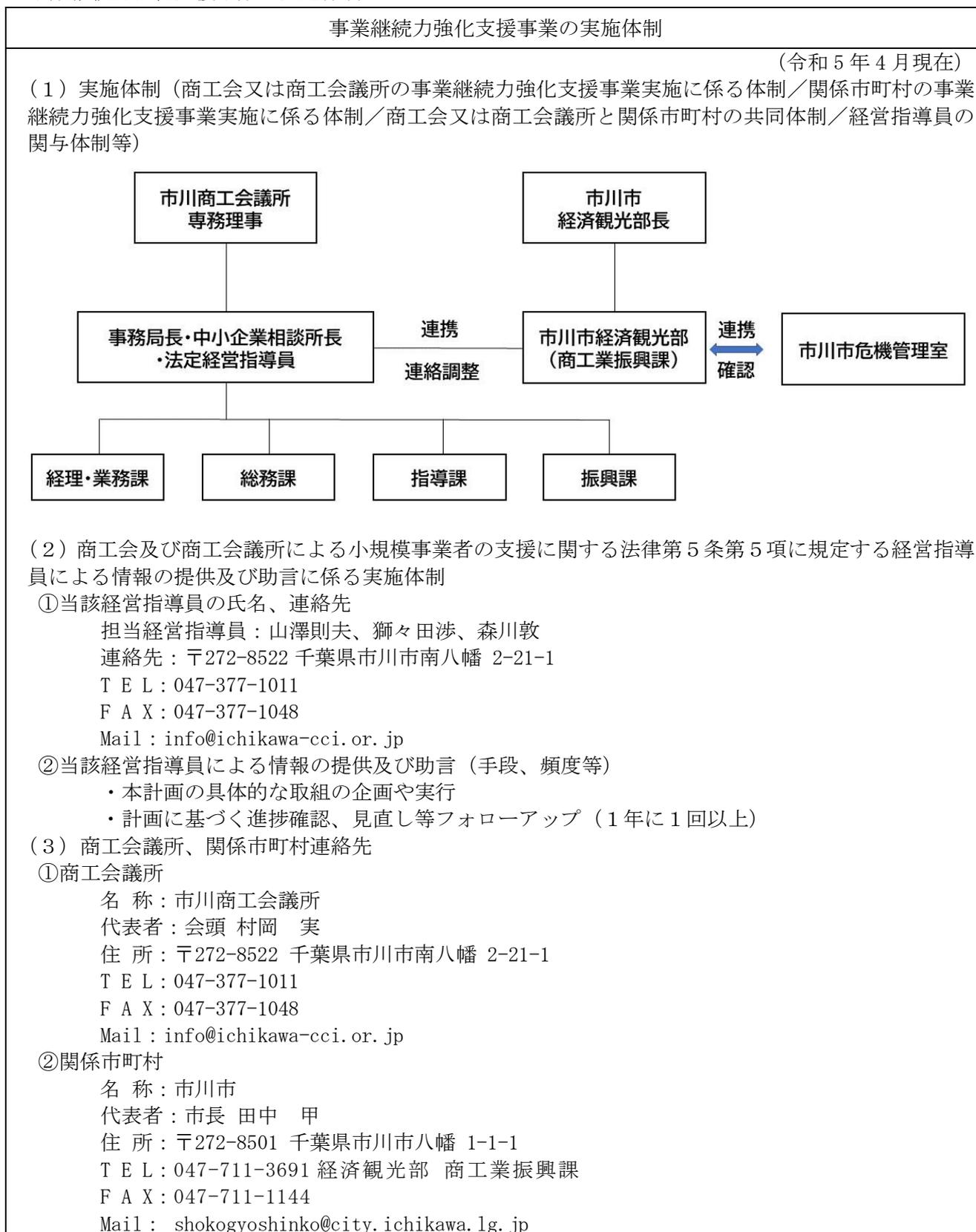
〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合、必要な「罹災証明書」、「被災家屋等証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県・千葉県商工会議所連合会等に相談する。

※上記の内容に変更が生じた場合は速やかに千葉県へ報告を行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
セミナー開催費	300	300	300	300	300
講師謝金					
チラシ等作成費	50	50	50	50	50
通信費他	50	50	50	50	50
防災備品購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、事業収入(会館管理、共済、検定試験等)、取扱手数料、事業受託費(日本商工会議所等)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。